平成２９年（フ）第１０１６号
京都市左京区鞍馬本町239番地
破産者　株式会社京くらま廣庭
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２８６号
京都市下京区風早町569番地39ウインド・ファースト・ビル１階
破産者　株式会社富士忠
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２４６号
高知市新屋敷１丁目７番７号
破産者　株式会社トーヨー
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第２２５号
長野市伺去38番イ号地
破産者　山崎香織こと　山﨑　香織
1　決定年月日　平成30年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１６０号
長野県上水内郡信濃町大字富濃375番地13、破産手続開始決定時の住所長野県須坂市大字小河原1432番地１
破産者　竹前　雅行
1　決定年月日　平成30年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４８号
静岡県熱海市青葉町15番20号、前住所愛知県日進市浅田町上ノ山52番地１　グリーンガーデン202
破産者　稲葉　雄造
1　決定年月日　平成30年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３２８号
静岡県駿東郡清水町伏見785番地の１　グリーンタウン伏見206号
破産者　山下　　登
1　決定年月日　平成30年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第１２号
静岡県伊豆市柏久保628番地の８
破産者　三田　一哉
1　決定年月日　平成30年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第６号
徳島県徳島市金沢２丁目３番73―401号　吉野川ハイツ
破産者　永井　英雄
1　決定年月日　平成30年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７号
徳島県徳島市金沢２丁目３番73―401号　吉野川ハイツ
破産者　永井　恵子
1　決定年月日　平成30年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３７号
兵庫県西宮市笠屋町８番32―207号
破産者　野口　賢司
1　決定年月日　平成30年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４０号
徳島県板野郡松茂町広島字四番越５番地１　ケアハウスえんじゅ313番地、住民票上の住所徳島県鳴門市瀬戸町明神字鳴谷68番地５
破産者　野口　陽心
1　決定年月日　平成30年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４１号
徳島県鳴門市瀬戸町明神字鳴谷144番地
破産者　島　　務
1　決定年月日　平成30年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２４０号
徳島県徳島市八万町夷山144番地の１、旧住所徳島県徳島市大谷町大開63番地の１　山中マンション103号
破産者　大花　由喜
1　決定年月日　平成30年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２４１号
徳島県徳島市八万町夷山144番地の１、旧住所徳島県徳島市大谷町大開63番地の１　山中マンション103号
破産者　大花　　進
1　決定年月日　平成30年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２１２７号
北海道石狩市花川北６条５丁目128番地
破産者　袴田　明美
1　決定年月日　平成30年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２号
岩手県紫波郡紫波町高水寺字田中57番地10
破産者　脇野　　仁
1　決定年月日　平成30年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１６９号
岩手県奥州市水沢区真城字塚47番地９
破産者　伊藤　陽丈
1　決定年月日　平成30年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第５３号
埼玉県戸田市笹目３丁目５番地の３　（植野ハイツ205号室）、旧住所埼玉県戸田市笹目１丁目14番地の17　（豊荘103号室）
破産者　秦野　英明
1　決定年月日　平成30年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係